

山口市乳児保育促進事業実施要綱

(目的)

第1条 保育所において安定的に乳児保育を実施できるよう、乳児保育を担当する保育士を確保しやすくすることにより、年度途中入所の需要等に対応し、乳児保育の一層の推進を図ることを目的とする。

(実施主体)

第2条 事業の実施主体は、山口市とする。

2 事業については、児童福祉法第35条第4項の認可を受けた山口市の保育所(以下「私立認可保育所」という。)への委託により実施する。

(事業の内容)

第3条 事業の内容は、乳児の入所について年間を通じた入所児童数の変動があることから、各々の保育所において安定的に乳児保育を実施できるよう、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年山口県条例第3号)第30条及びその他の補助金等の配置基準に規定する保育士のほか、乳児保育のための保育士を年度当初から配置するものとする。なお、当該年度中に乳児を6人以上受け入れる場合は、保育士に代えて保健師又は看護師を配置しても差し支えないものとする。

(実施要件)

第4条 事業実施の要件については、次の各号のとおりとする。

- (1) 市で把握する乳児の年度途中入所希望数に基づき、市と調整の上、当該保育所において乳児の年度途中入所に対してあらかじめ計画的に入所枠を用意しており、かつ、年度途中において乳児が新たに入所する見込みがあること。
- (2) 前年度末から当該年度当初にかけて、乳児の入所児童数が6人以上減少する保育所であること。
- (3) この事業のための保育士は、乳児保育の実施に当たるほか、必要に応じ、育児休業明け等に伴う年度途中入所児童のための入所前指導や地域の育児休業中などの保護者とその児童に対し、保育についての相談・指導等を実施すること。
- (4) 余剰金(前年度末における当期末支払資金残高、人件費積立金、修繕積立金、備品等購入積立金及び保育所施設・設備積立金の合計)が当該施設経理区分の前年度収入決算(ただし、各積立金戻入を除く。)の6か月相

当額を有する保育所については対象とならないこと。

(実施手続)

第5条 事業を実施する私立認可保育所（以下「実施保育所」という。）の設置者は、別に定める日までに事業実施協議書により市長に協議しなければならない。

(必要書類)

第6条 実施保育所は、この実施要綱の要件に適合する保育所である旨の必要な書類を整備しておかなければならない。

(事業実施の承認等)

第7条 市長は、前条の規定により協議を受けた時は、その内容を審査し実施保育所を承認するとともに、当該実施保育所の設置者と事業に係る委託契約（以下「委託契約」という。）を締結するものとする。

(委託料の支払い)

第8条 市長は、前条の規定により承認をした実施保育所に対して、予算の範囲内で、委託契約に基づき、委託料を支払うものとする。

2 前項の委託料の額は、次の表の左欄に掲げる第4条第2号の規定による乳児の入所児童の減少数に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額とする。

第4条第2号の規定による乳児の入所児童の減少数	委託料の額 (実施保育所1箇所につき)
6人以上8人以下	年額286,000円
9人以上	年額429,000円

(委託契約の解除等)

第9条 市長は、実施保育所が次の各号のいずれかに該当するときは、委託契約に基づき、当該委託契約を解除することができる。

(1) この要綱に違反したとき。

(2) 事業の実施方法が不相当であると認められたとき。

2 市長は、前項の規定により委託契約を解除した場合において、すでに委託料が支払われているときは、当該保育所に対し、期限を定めて委託料の返還を命ずるものとする。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年3月31日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第3条の改正規定は、平成24年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成24年4月1日から同年6月30日までの間における山口市乳児保育促進事業実施要綱第3条の適用においては、同条中「児童福祉施設最低基準」とあるのは、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」とする。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。